

医療制度改革の修正を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

鈴 木 祐 治

賛 成 議 員

水 久 保 善 治

橋 本 憲 幸

佐 久 間 俊 男

勅使河原 正 之

柳 沼 隆 夫

佐 藤 幸 夫

橋 本 幸 一

会 田 遠 長

村 上 昌 弘

医療制度改革の修正を求める意見書

医療・医療保険制度は、社会の公共財であり、国民すべてが、公的医療保険制度を通じて適正な負担で良質な医療サービスを受ける権利がある。将来にわたって医療・医療保険制度を維持するためには、効率的で透明性が高く、安心・安全で信頼の制度に絶えず改革していかなければならない。

しかし、2005年10月に示された厚生労働省の「医療制度構造改革試案」や11月の政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱素案」では、公的保険給付の範囲の縮小による国民負担の増加や高齢者医療制度改革時期が不確実など、「負担増・改革先送り」となる可能性がある点を修正する必要がある。

よって、政府においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 医療におけるIT化の推進、情報公開、安全対策の強化のため、医療費の分かる領収書発行の義務付け・保険指定医師等の再教育の義務付けなど、安全・安心で効率的な医療提供体制への改革を推進すること。
- 2 高額療養費制度の自己負担額引き上げなど公的保険給付の範囲の縮小を見直すこと。
- 3 負担増が先行する施行時期を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月16日

郡 山 市 議 会